労働者福祉事業等助成要綱

（目的）

第１条　この要綱は、公益財団法人沖縄県労働者福祉基金協会（以下「労福協」という。）が、沖縄県において労働者福祉事業等を行う団体に対し予算の範囲内で助成することについて必要な事項を定める。

（労働者福祉事業等）

第２条　この要綱において、「労働者福祉事業等」とは、勤労者の福祉の向上又は社会的、経済的地位の向上に寄与する事業若しくは勤労意欲のある者に対する就労の支援及び生活困窮者の支援事業を言う。

（助成対象団体）

第３条 助成の対象となる団体は、次の各号を満たしているものとする。

（１）沖縄県内で継続的に活動している団体であること。

（２）労働者福祉事業等の実績があり、かつ計画に従い責任をもって事業を遂行できる団体であること。

（３）労福協と連携し、労福協が行う事業と相乗効果を発揮できる事業を行う団体であること。

（４）営利を目的としていない団体であること。

（助成対象事業）

第４条　助成の対象となる事業は、団体が単独若しくは共同で実施する労働者福祉事業等で次の各号に掲げる事業とする。

（１）勤労者の福祉の向上又は社会的、経済的地位の向上に寄与する事業

（２）勤労意欲のある者に対する就労の支援事業

（３）生活困窮者の支援事業

（助成対象経費）

第５条　助成の対象となる経費は、第４条に定める事業を実施するために必要な経費　であって、次に掲げる経費を除くものとする。

（１）飲食費（ただし、お茶代等を除く）

（２）備品購入経費

（３）その他対象外と認められるもの

（助成金額等）

第６条　助成金の額は、助成対象経費から収入額を控除した額とする。ただし、労福協の保有する備品等を現物給付することができるものとする。

（助成申請書）

第７条　助成を受けようとする者は、４月から翌年３月までの期間に実施する事業に　ついて毎年５月３１日までに助成申請書に必要な書類を添えて、労福協理事長（以下「理事長」という。）に提出するものとする。

２　理事長は、特に必要があると認めるときは、前項の助成申請書の提出時期を変更　することができる。

３　第１項の助成申請書に添える書類は、次に掲げる書類とする。

（１）団体の概要説明書（団体規約、会則、役員名簿等）

（２）団体の年間事業計画書

（３）事業実施計画書

（４）助成事業に要する経費及び配分

　　ア　全体経費（収支予算書）

イ　負担区分

・自己負担

・助成金

・その他

　　ウ その他必要と認められるもの

（助成の決定）

第８条　理事長は前条の助成申請書を受理したときは、この要綱の定めるところに従　い、必要な審査を行い助成の可否を決定し、申請者に通知するものとする。

（助成の条件）

第９条　助成決定の通知を受けた団体（以下「助成事業者」という。）は、助成事業　の内容を第７条の申請後原則として変更することはできない。

２　助成事業者は、事業団が行う助成事業の実施状況の確認及びその効果を把握する　ために行う調査等に協力するものとする。

３　その他目的を達成するために必要と認めた条件を付することができるものとする。

（その他）

第10条　この要綱に定めるもののほか、助成に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

（規則の改廃）

第11条　この規則を改廃する場合は、理事会の議決を経て行うものとする。

　附　則

この要綱は、2020年４年１日から施行する。